

ゴミの減量から節約につながる様々なアイデアや、質問の多いゴミの分別方法などを、12回にわたり毎月紹介しています。

落ち葉を腐葉土に！

庭木の落ち葉は乾燥させた後、米ぬか・石灰などと混ぜて数か月ねかせると腐葉土になります。

このように、自然のリサイクルを利用するとゴミの削減につながり、ゴミ袋も不要で経済的です。

ちなみに、スギやマツ・ヒノキなどの針葉樹が混じっていると、良い腐葉土になりません。

【ゴミの出し方】

…よくある質問

Q：古着は、ゴミの日にいせ
ばいいですか？

A：きれいでまだ使えるものであれば、洗って古布(資源ゴミ)として出してください。

汚れや穴が開いて着られない場合は、金具付き(ファスナー等)や革製のものであっても、すべて可燃ゴミとして出してください。

10月から 布団等の処分先が変わります

10月1日以降、可燃性粗大ゴミのうち布団・たたみ・カーペットなどは、クリスタルプラザのみの受入れとなりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

なお、木之本・余呉・西浅井地域は、伊香クリーンプラザから変更ありません。

※詳細については、広報ながはま9月15日号または湖北広域行政事務センターホームページでご確認ください。

問 湖北広域行政事務センター・

クリスタルプラザ(☎62-7141)

今月のゴミの持込み日は 10月27日(日)です

湖北広域行政事務センターでは、毎月1回日曜日(原則第4日曜日)に、家庭から排出されるゴミの持込みをクリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで受付けています。

◆受付時間(各施設とも)

8時30分～12時、13時～16時30分

問 湖北広域行政事務センター業務課(☎62-7143)
環境保全課(☎65-6513)

長浜市農業活性化 プラン(案)への 意見を募集しています

問 農政課(☎65-6522)

農業を取り巻く環境が変化する昨今、新たな時代に対応した農業を確立し、地域農業の健全な発展を図る必要があります。

このたび、計画的に農業振興施策を展開していくための長浜市農業活性化プラン(案)がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集しています。

【募集期間】 10月24日(木)まで

【閲覧場所】 農政課(東別階5階)、北部振興局産業振興課、市政情報コーナー(本館1階、北部振興局、各支所)または市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで左記まで

問合せ・提出先

農政課 農政企画グループ
〒526-0031
八幡東町632番地
☎65-6522 ☎65-6540
✉ nousei@city.nagahama.lg.jp

森のエネルギーを 暖房に活かしませんか

問 森林整備課(☎65-6526)

豊富な森林資源の有効活用と木質バイオマスによる再生可能エネルギーの普及・促進を図るため、家庭や事業所に新たに設置する薪ストーブおよびペレットストーブについて補助金を交付します。

【対象】

住宅、事務所等にストーブを設置する市民または事業者

【補助率および補助限度額】

補助率…設置経費の1/3以内
補助限度額…10万円

※工事着手前の手続きが必要です。
詳しくは市ホームページをご覧ください。か、担当課まで。



薪ストーブ



ペレットストーブ

長浜市消費生活フェア を開催します

問 長浜市消費学習研究会事務局
(環境保全課内)(☎65-6513)

リフォームファッションショーや講演会、フリーマーケット、Myエコバック作りコーナーなど盛りだくさんの内容です。

【とき】 10月12日(土) 12時30分～16時

【ところ】 びわ文化学習センター(難波町)
(リ्यूートプラザ)

10月1日は浄化槽の日 法定検査を受けましょう

問 環境保全課(☎65-6513)

浄化槽は微生物の働きでし尿や生活雑排水をきれいな水にして放流するための排水処理装置です。適正な維持管理をしないと悪臭の発生や側溝、河川の汚染につながります。浄化槽の設置者(管理者)には、保守点検・清掃・法定検査が法律で義務付けられていますので、次の三つを守り適正な維持管理に努めてください。

①保守点検

浄化槽が正しく機能しているかの点検で、家庭用の浄化槽は4か月に1回以上実施する必要があります。保守点検では機械の調整や消毒薬の補給を行いますので、県の登録を受けた業者に依頼してください。

問 滋賀県循環社会推進課(☎077-528-3471)

②清掃

浄化槽の使用により溜まった汚泥の引き抜きを行います。年1回以上の実施が法律で義務付けられていますので、下記の表により地域ごとの許可業者に依頼してください。

◆浄化槽の清掃業者(湖北広域行政事務センター許可業者)

旧長浜市	旧東浅井郡	旧伊香郡
橋本クリーン産業(株) ☎62-4095	(株)テックアシスト ☎74-8444	(有)伊香清掃センター ☎82-2208
(株)ライフフリーフ ☎62-1356		(株)日の丸清掃社 ☎82-3179

③法定検査(11条検査)

浄化槽の保守点検、清掃などの維持管理が適正に行われ、本来の浄化機能が発揮されているかどうかを調べるため、法律に定められた検査を年1回受検することが義務付けられています。下記まで検査を依頼してください。

問 (公社)滋賀県生活環境事業協会(県知事指定検査機関)(☎077-554-9271)

10月13日(日)～20日(日)

男女共同参画社会をめざす「パートナーしがの強調週間」

～ 紅一点じゃ、足りない。～

この週間を機に、家庭で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を築く一歩を、あなたも踏み出してみませんか。実現には、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

問 人権施策推進課(☎65-6560)